

25890

00324

鳥取縣公報

昭和二十二年一月十四日 火曜日

縣

合

◇鳥取縣令第六號

明治二十五年六月鳥取縣令第四十七號墓地及埋葬取締細則

の一部を次のやうに改正し公布の旨からこれを施行する。

昭和二十二年一月十四日

鳥取縣知事 林 敬 三

第三條中「又ハ分署ヲ經由シ縣廳」を「ヲ經由シ知事」に

改める。

第四條中「又ハ分署ヲ經由シ縣廳」を「ヲ經由シ知事」に

改める。

第十一條中「又ハ分署」及「族籍」を削る。

第十二條第十項中「族稱」を削る。

第十六條中「又ハ分署」を削る。

第十八條中「又ハ分署」を削る。

第二十一條中「又ハ分署」を削る。

昭和二十二年一月十四日

告

示

◇鳥取縣告示第八號

價格等取締規則第二條の規定により「樂山飴」の販賣價格の届出があつたのでこれを受理した。

昭和二十二年一月十四日

鳥取縣知事 林 敬 三

告

示

一、届出人住所、名稱及び氏名

西伯郡蓬坂村大字松ヶ原

樂山開拓歸農組合

組合長 松 本 兼 良

二、届出品名及び價格

